

会津大学PR動画制作業務委託に係る公募型プロポーザルの参加者を次のとおり募集しますので、公告します。

2022年7月7日

公立大学法人会津大学理事長 宮崎敏明

## 1. 業務の概要

### (1) 名称

会津大学PR動画制作業務委託

### (2) 内容等

「会津大学PR動画制作業務委託に関するプロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）及び「会津大学PR動画制作業務委託仕様書」による。

### (3) 委託期間

契約締結の日から2023年2月17日（金）

### (4) 見積限度額

1,899,700 円（消費税及び地方消費税含む）

## 2. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 公立大学法人会津大学契約事務取扱規則（平成18年4月1日規則第3号）第3条各号の規定に該当しない者であること。
- (8) 過去5年間に国、地方公共団体、国公立大学法人、独立行政法人、その他の公共団体又は企業の発注するPR動画制作業務について3件以上元請けとして受注実績を有しており、本件業務を確実に履行できる者であること。
- (9) 本業務実施にあたって、教職員からの要望聴取、経過報告等のための会議（工程毎）にスタッフを出席させる体制が整えられること。

### 3. 募集要領等の交付

#### (1) 交付資料

- ア 募集要領
- イ 委託契約書（案）
- ウ 会津大学PR動画制作業務委託仕様書
- エ 提出書類様式（様式第1号から第7号まで）
- オ 公立大学法人会津大学契約事務取扱規則（平成18年4月1日規則第3号）
- カ 公立大学法人会津大学案内パンフレット  
(<https://u-aizu.ac.jp/intro/guidebook/>)

#### (2) 交付方法

資料については、以下のURLからダウンロードすること。

会津大学公式ウェブサイトトップ>一般・企業の方へ>入札関係>入札公告情報

URL: <https://u-aizu.ac.jp/public/tender/koukoku.html>

### 4. 委託候補者の選定方法

当該公募型プロポーザル方式による委託候補者の決定にあたっては、応募者から提出された提案内容、実績、能力等が明示された書類及びヒアリング（2022年8月29日（月）実施予定）により、その適性及び能力等を総合的に判断する。審査は2段階方式とする。

第1次審査では、提出された書類について審査し、上位3社程度を選定する。

第2次審査では、第1次審査を通過したものに対してヒアリングを実施し、委託候補者を選定する。なお、審査委員会はオンラインで実施する場合がある。

5. その他

- (1) 当該提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募者から提出された書類は、返却しない。
- (3) 応募者から提出された書類について、本業務以外の目的には使用しない。
- (4) 応募者から提出された書類は、福島県情報公開条例第2条第2項に基づき情報公開請求の対象となる。
- (5) 応募や提案、契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。

6. 送付先及び問い合わせ先

公立大学法人会津大学グローバル推進本部  
〒965-8580 福島県会津若松市一箕町鶴賀  
電話 0242-37-2701 FAX 0242-37-2766  
電子メール：sgu-adm@u-aizu.ac.jp